

INFORMATION

お知らせ &ご案内 7月

上島町農業委員会 からのお知らせ

平成18年6月に農業委員の異動があり、担当地区が変更されました。

【異動者】

退任 村上徳雄（生名）
任命 林 眞一（岩城）

《農業委員会開催予定》

■開催日 毎月25日頃

■申込締切 毎月10日頃

■受付窓口

岩城支所産業振興課内

弓削・生名・魚島支所産業建設課内

父親の家庭教育参加を 考える集い

『親子で楽しもう！』 参加者募集

■主催

愛媛県家庭教育推進協議会

■期日

9月9日（土）～10日（日）

■場所

大三島少年自然の家

※今治港から貸切バスで送迎します。現地集合も可

■対象

今治市・上島町の小学生と父親（母親も可）25組

■内容

飯盒炊飯、カレー、海遊び、軽スポーツ、キャンドルの集い、竹パン作り等

■参加費

大人 4000円
子ども 3000円

■申込み期限・先

7月31日（月）までに各小学校の教頭先生へ

■問合せ先

今治教育事務所社会教育課
TEL 089812312500
（内線253 担当：若田）

サマーボランティア キャンペーン2006

今年の夏は、 ボランティア活動に 参加してみませんか

皆さんが自然にボランティア活動に参加できるよう、昨年に引き続き、今年度もサマーボランティア・キャンペーンが実施されます。

ボランティアイベントブックをご覧いただき、自分に合ったボランティアを見つけたら、そのボランティア活動に

参加してみませんか？

自分の意思で、無理せず、楽しく、できることから初めてみましょう。

なお、ボランティアイベントブックの情報は、愛媛ボランティアネットワークにも掲載しています。

URL <http://nv.pref.ehime.jp/>

■期間

平成18年7月1日（土）

～9月30日（土）

■対象者

一般県民

■ボランティアイベントブック設置場所

せとうち交流館及び上島町各総合支所窓口等

■問合せ先

せとうち交流館

TEL 08977772252

愛媛県県民活動推進課 NPO・ボランティア係

TEL 089191212305

『ふるさと夜市』出店者 『ゆげシーサイド フェスティバル』参加者 募集！

募集！

上島町商工会及び商工会青年部では、恒例の「ふるさと夜市」及び「ゆげシーサイドフェスティバル」の出店者・参加者を次のとおり募集します。

皆様の参加をお待ちしております。

第21回 ふるさと夜市 8月5日（土）開催

8月5日（土）開催

■出店資格

町内に在住する個人及び団体

■その他

申込み後に、出店説明会を行います。

▼昨年のふるさと夜市



◀昨年のシーサイドフェスティバル

第9回 ゆげシーサイド フェスティバル 8月6日（日）開催

8月6日（日）開催

■募集競技

さんまレース

■競技内容

4人1組でのトナメント戦

■参加資格

Aクラス：一般（中学生以上）

Bクラス：一般女子

Cクラス：小学生

■参加料

1チーム1000円

■申込み・問合せ先

上島町商工会弓削支所

TEL 089777712135

今治法務局「知っ得情報」 No.11

5月1日から 会社法が変わりました！

会社法が変わりました！

5月1日から会社法が生まれ変わりましたが、ご存知でしょうか。新会社法では、有限会社制度が廃止され、今後、新たに有限会社をつくることができなくなりました。ただし、これまでの「有限会社」は強制的に廃止されるわけではなく、ご安心ください。

有限会社は、現在の株式会社の一つ（特例株式会社）として、いろいろな法律上の規定は株式会社の規定が使われるものの、「有限会社〇〇」という商号（会社の名前）をそのまま使用して、業務を続けていくことができます。また、商号を変更して株式会社に移行することもできます。

その他、新会社法では、資本金が1円であっても、株式会社を設立することができるようになり（ただし、登録免許等の費用は、別途必要です）、取締役の数も一人で足りるようになりました。

■問合せ先

松山地方法務局今治支局

TEL 089812210855

平成18年度
上島町岩城町民プール開設日程

7 月												8 月											
時間	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	時間	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
7/1												7/1											
7/2												7/2											
7/3												7/3											
7/4												7/4											
7/5												7/5											
7/6												7/6											
7/7												7/7											
7/8												7/8											
7/9												7/9											
7/10												7/10											
7/11												7/11											
7/12												7/12											
7/13												7/13											
7/14												7/14											
7/15												7/15											
7/16												7/16											
7/17												7/17											
7/18												7/18											
7/19												7/19											
7/20												7/20											
7/21												7/21											
7/22												7/22											
7/23												7/23											
7/24												7/24											
7/25												7/25											
7/26												7/26											
7/27												7/27											
7/28												7/28											
7/29												7/29											
7/30												7/30											
7/31												7/31											

※学校教科、天候、施設管理上などにより変更することがあります。
防災無線放送等でご連絡しますので、ご注意ください。

入場料		※特別料金※	
上島町岩城町民 プール入場料金 について	中学生以下 400円 一般入場料金は 500円	30人以上 各入場料1割引き 50人以上 各入場料2割引き 100人以上 各入場料3割引き	回数券の発売について 1ヶ月間 1,000円 3ヶ月間 2,500円 ※各回にお金がかかります。



地上デジタルテレビ放送への 完全移行のお知らせ

地上デジタル放送は、2003年12月1日から関東、中京及び近畿の一部において開始され、2006年末までには、全ての都道府県庁所在地にて開始されることとなっています。現行の地上アナログテレビ放送は、地上デジタル放送への移行に伴い、2011年7月24日までに終了します。

地上デジタルテレビ放送を視聴するには、①地上デジタル放送対応テレビに買い換える。②地上デジタルチューナーを買い足す。③ケーブルテレビで視聴する（ただし、上島町のCATVのデジタル化は検討中）。の各方法があります。

詳しくは次へお問合せください。

■受信相談

総務省地上デジタルテレビジョン

放送受信相談センター

TEL 0570-07-0101

■視聴エリア

社団法人 地上デジタル放送推進協会

URL <http://www.d-pa.org>

平成18年度上島町職員 採用候補者試験について

●募集職種

職 種	募集人員	職 務 内 容
一 般 行 政	2名程度	一般行政事務
理学療法士 作業療法士	1名	機能回復訓練等の理学療法若しくは作業療法に関する業務
消 防 職	1名	消防署での救急・消防業務

●受験資格（概要）

職 種	資 格 等
一 般 行 政	高校卒業程度以上の学歴を有し、昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者。
理学療法士 作業療法士	昭和47年4月2日以降に生まれた者。理学療法士若しくは作業療法士の資格を有する者（取得見込者含む）。
消 防 職	高校卒業程度以上の学歴を有し、昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者。身体が消防業務遂行に支障のない状態で、十分な体力を有する者。

●試験方法 ◆初級教養試験・適性検査・作文試験・面接試験（消防職は体力検査も実施）

●受付期間 平成18年7月10日～7月25日

●試験日 平成18年8月6日（日）
（消防職体力検査は8月5日（土））

●試験資格の詳細・申込み手続き等については、次へお問合せください。

上島町弓削総合支所総務課庶務係 TEL 77-2500

放送大学で学んでみませんか 10月入学生募集

放送大学は、テレビ・ラジオで授業を行う通信制の大学です。只今、平成18年10月入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付いたします。お気軽にお問合せください。

■募集学生

《教養学部》

科目履修生（6か月在学し、希望する科目を履修）

選科履修生（1年間在学し、希望する科目を履修）

全科履修生（4年以上在学し、学士の学位を習得）

《大学院》

修士科目生（6か月在学し、希望する科目を履修）

修士選科生（1年間在学し、希望する科目を履修）

■受付期間 平成18年8月15日（火）まで

■資料請求（無料）・問合せ先

放送大学愛媛学習センター TEL 089-923-8544

ホームページ URL <http://www.u-air.ac.jp>

第56回社会を明るくする運動

ささえあう 手と手で作る
明るい社会



明るく住みよい社会の実現は、私たち町民すべての願いです。

現代は、人間の心が見失われた時代と言われます。

物があって当たり前という、自己中心的な心が渦巻いております。「おかげさまで」「すみません」「ありがとう」の心、当たり前ではなく「もったいない」という畏敬の心が持てるよう、自分を見つめなおすことが大切です。

上島町でも今月の強調月間には、ポスターの掲示、街頭キャンペーン、ミニ集会、広報映画放映など、各種の活動が行われます。

日常生活の中で、皆さんが地位や能力に応じて、それぞれ助力くださり、「社会を明るくする運動」への関心と参加がいただけましたら、効果が倍増いたします。

上島町保護司

7月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(土)	中	2:49	335	14:31	275	9:04	146	20:46	100
2(日)	小	3:24	319	15:20	265	9:42	147	21:25	125
3(月)	小	4:00	304	16:18	258	10:25	147	22:10	149
4(火)	小	4:40	291	17:30	256	11:13	143	23:06	171
5(水)	長	5:27	281	18:49	264	—	—	12:08	135
6(木)	若	6:21	274	20:01	281	0:22	186	13:08	121
7(金)	中	7:19	273	21:00	304	1:50	191	14:06	103
8(土)	中	8:16	278	21:50	329	3:03	185	14:58	81
9(日)	中	9:08	288	22:35	353	3:59	174	15:46	58
10(月)	大	9:57	302	23:17	373	4:45	160	16:32	36
11(火)	大	10:44	316	23:57	388	5:27	145	17:15	20
12(水)	大	11:29	329	—	—	6:06	131	17:59	10
13(木)	大	0:37	396	12:15	339	6:46	118	18:42	9
14(金)	中	1:16	397	13:02	345	7:26	107	19:26	18
15(土)	中	1:57	390	13:51	345	8:07	100	20:11	36
16(日)	中	2:39	377	14:44	338	8:51	95	21:00	63
17(月)	小	3:22	358	15:43	328	9:38	94	21:53	95
18(火)	小	4:10	338	16:52	318	10:32	94	22:55	129
19(水)	小	5:04	317	18:13	313	11:34	94	—	—
20(木)	長	6:07	300	19:37	319	0:11	157	12:45	90
21(金)	若	7:16	291	20:53	334	1:43	172	13:58	79
22(土)	中	8:23	290	21:56	352	3:07	170	15:04	64
23(日)	中	9:23	295	22:48	368	4:12	161	16:00	49
24(月)	中	10:16	304	23:31	378	5:02	149	16:48	38
25(火)	大	11:02	312	—	—	5:44	139	17:30	34
26(水)	大	0:09	381	11:43	318	6:20	131	18:08	37
27(木)	大	0:43	379	12:20	320	6:53	126	18:43	46
28(金)	大	1:13	371	12:55	319	7:23	123	19:15	61
29(土)	中	1:40	360	13:29	315	7:51	122	19:45	79
30(日)	中	2:06	347	14:04	309	8:19	122	20:14	101
31(月)	中	2:31	333	14:42	330	8:47	122	20:45	124

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します
平成21年5月までに
裁判員制度がはじまります！
これから始まる
「裁判員制度Q & A」第4回

Q 裁判員候補者として裁判所から呼ばれる可能性はどのくらいなのですか？

A 愛媛県内における平成17年の裁判員制度の対象となる事件は37件でした。県内の選挙権をもっている人の数が121万人（平成17年8月現在）ですので、仮に1事件につき裁判員候補者として50人が呼ばれるとすると、1年間で約640人に1人が裁判員候補者として呼ばれることになります。

Q 裁判員になったことでトラブルに巻き込まれませんか？

A 裁判員の名前や住所などは公にはされません。評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにされません。裁判員のみなさんの安全を確保するために、裁判員やその親族に対し、威迫行為をした者を処罰する規定が設けられています。さらに、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う配慮もされています。

Q 裁判員の守秘義務（秘密を守る義務）とはどのようなものですか？

A 裁判員は、「評議の秘密」を守らなければなりません。評議の秘密とは、非公開の評議で誰がどのような意見を言ったかということなどです。後で公にされるのでは、批判等をおそれて、自由な意見交換ができなくなるおそれがあるからです。また、裁判員の仕事をする上で知った事件と関係のない個人のプライバシーなどの秘密も、守らなければなりません。これらの秘密をもらす行為については罰則があります。

Q 裁判は時間がかかるのではないですか？

A 実際の審理日数は、それぞれの事件の内容などにより異なりますので、一概には言えませんが多くは数日間で終わるのではないかと見込まれています。

国民のみなさんの負担をできるだけ軽くするような運用に努めていきたいと思えます。

詳しくは、松山地方裁判所ホームページを参考にしてください。

URL <http://www.courts.go.jp/matsuyama/>